

生活困窮者自立支援制度について

愛知県福祉局福祉部地域福祉課
生活困窮者支援グループ

2025年5月15日（木）

令和7年度生活保護関係職員研修

目次

- 1 生活困窮者自立支援制度の概要
- 2 生活困窮者自立支援法に基づく各事業の概要
- 3 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度との連携

1 生活困窮者自立支援制度の概要

生活困窮者支援の経緯

参考：令和3年度生活困窮者自立支援制度
人材養成研修資料（厚生労働省社会・援
護局地域福祉課生活困窮者自立支援室）

生活保護制度に
おける取組
昭和25年法施行

- ・分野、対象者別
サービスの展開
(介護・障害等)

ホームレス自立
支援法
議員立法（H14～）

世界経済危機（リーマンショック）の発生（H20.9）

「年越し派遣村」など稼働年齢層の貧困問題が顕在化

- ・受給者数増大
- ・不正受給問題

総合的な相談
支援

パーソナル・サ
ポート・サービ
ス事業の展開
(H22～25)

自立支援セン
ター・シェルタ
ーの運営

雇用保険を受給
できない求職者
の職業訓練

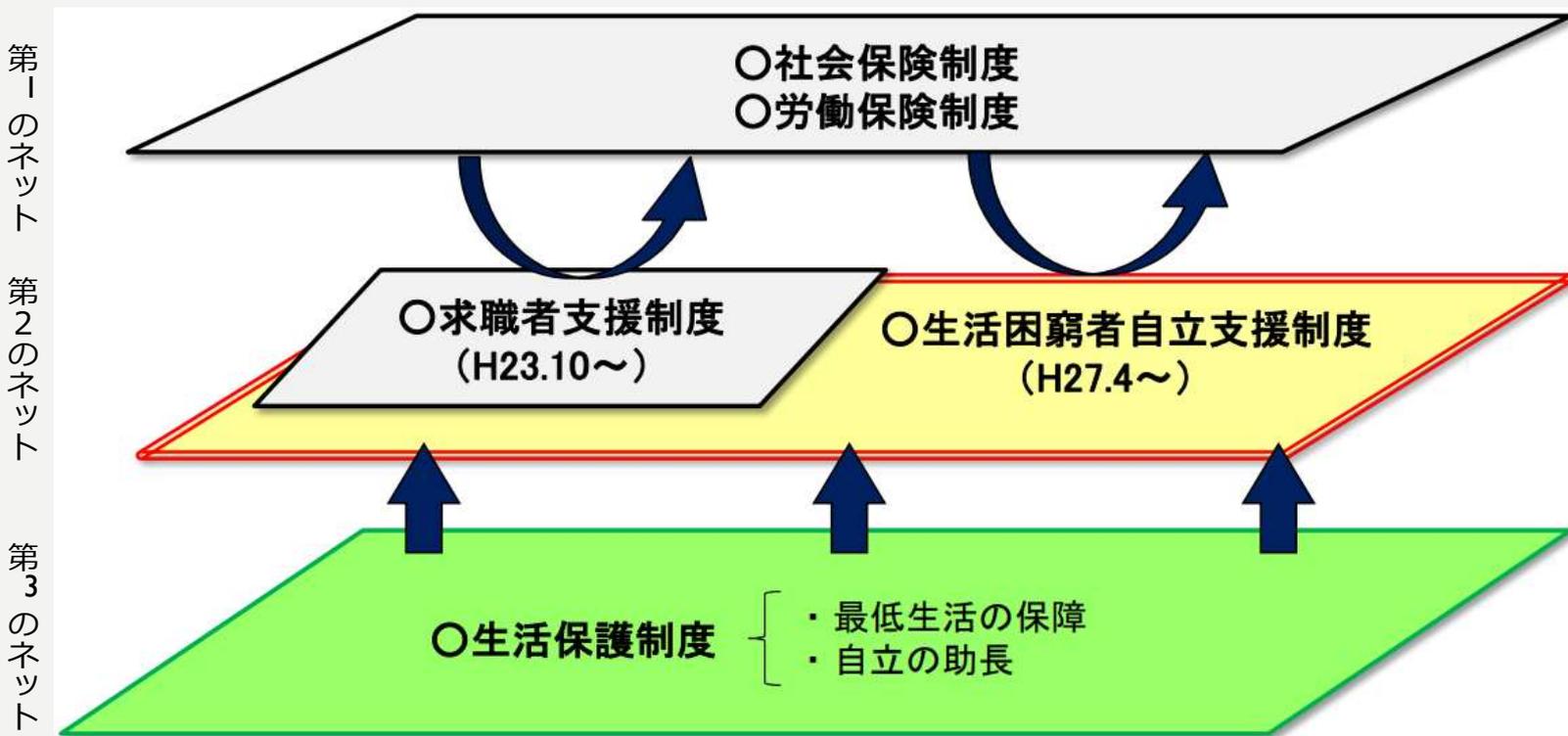
求職者支援制度
(H23～)

生活保護法の
改正（H25）

生活困窮者自立支援法の成立（H25）
→ H27施行

重層的なセーフティネット

最後のセーフティネットである生活保護制度及び生活保護に至る前の段階での自立を支援する生活困窮者支援制度により、生活に困窮する者に対して、重層的なセーフティネットを構成している。



出典：令和3年度生活困窮者自立支援制度人材養成研修資料（厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室）

- ◆課題が複雑化・深刻化する前に自立の促進を図る。
- ◆生活保護制度の受給を制限するものではなく、**生活保護が必要な人には適切につなぐ**。生活保護制度とは両輪として機能する制度。

生活困窮者自立支援法の対象と支援の在り方

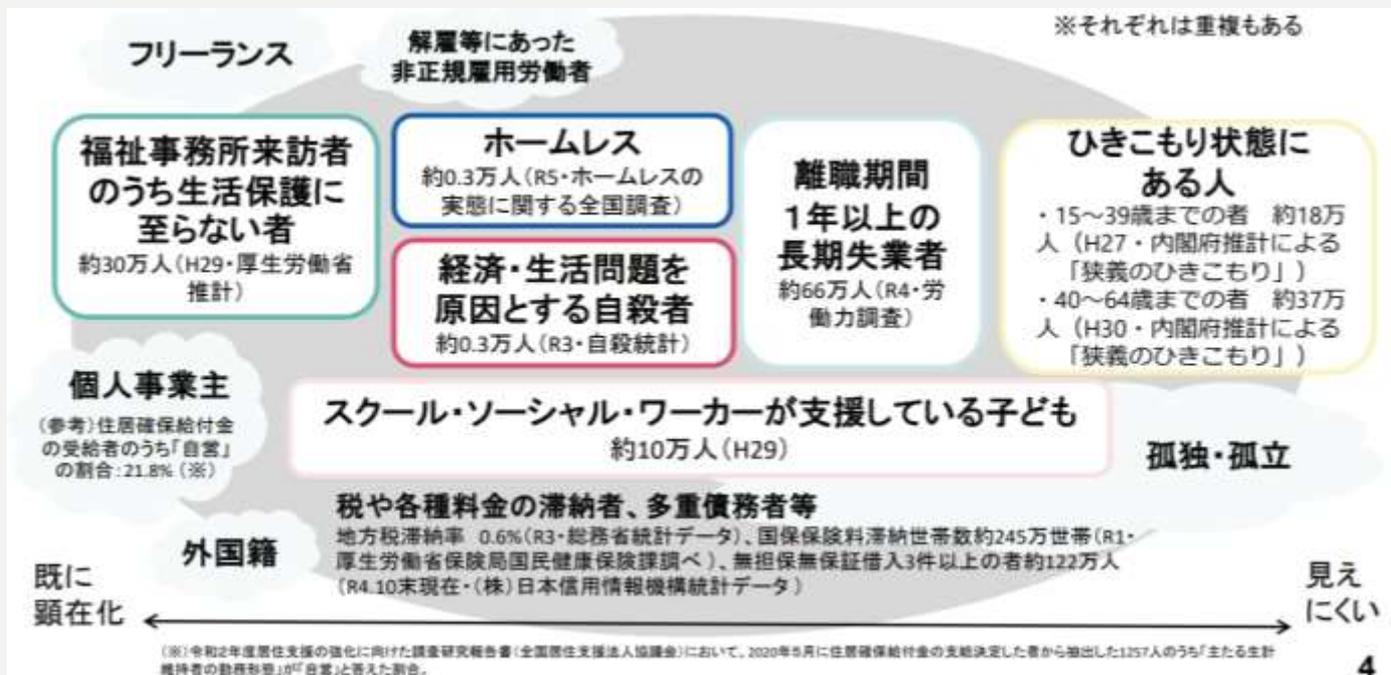
◆生活困窮者自立支援法第3条1項における「生活困窮者」の定義

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者

相談に際して、**資産・収入に関する具体的な要件はなく**、複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応する。

各事業の実施に際しても、現に経済的に困窮状態でない場合も支援対象となりうる規定があるものもある。経済的困窮状態でない場合は、それを理由に支援を行わないのではなく、主訴・背景を適切に理解し、いかに必要な支援につなげるかを考えるという姿勢が求められている。

【主な対象者のイメージ】



生活困窮者自立支援制度の理念

制度の目指す目標

① 生活困窮者の自立と尊厳の確保

② 生活困窮者支援を通じた地域づくり

生活困窮者の自立と尊厳の確保

◆ 生活困窮者の自立

- 「自立」の形は多様であることを理解する。
 - 「自立」の最も重要な要素は自己決定、自己選択であると認識する。
 - 制度やサービスを活用しながら自立するという道を視野に入れる。
- 自分の意思で自立に向かうことをサポートする、という視点をもつ。
 - 本人の内面からわき起こる意欲が主役。
 - 支援者はこれに寄り添い、その想いを引き出す立ち位置。

◆ 尊厳の確保

- 支援される側と支援する側との間で、一個人として**対等な関係性**を保つ。
- **相互の信頼関係構築**により、効果的な支援が可能となる。
 - 日本国憲法第13条：「すべて国民は、個人として尊重される」
 - とりわけ生活困窮者支援の分野では、生活困窮者の多くが自信や自己肯定感、自尊感情を失い、傷つきやすくなっていることも考慮する。

生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ◆ 生活困窮者の早期把握や見守り、複合的な課題を有する生活困窮者の課題解決には、**包括的な支援体制**が必要。

- ・ 働く場や参加する場、地域のネットワーク、インフォーマルな支援や住民の力等を一層充実していく。
- ・ 既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。

- ◆ 困窮状態から脱却した人（「支援される側」）が、今後は、かつての自分と同じく困窮状態にある人を支援する人（「支援する側」）になることもあり、支援する側、される側という関係は固定的なものではない。

生活困窮者も地域社会の一員として積極的な役割を果たし、**支え合いの輪**を広げていくことが大切。

生活困窮者に対する支援の考え方



生活困窮者の状態像

自己肯定感の低下 自尊感情の消失 つながりの希薄化

他人に助けを求めることが困難 コミュニケーション能力や意欲の不足

状態像を踏まえて、基本理念を現場の支援に落とし込むと...

個に対する支援

- 制度の狭間に陥ることを防ぐ「断らない相談支援」の実施
- 本人の意思や能力を尊重する姿勢
- 本人を主体とし、意欲や思いに寄り添った「伴走型支援」

課題解決型支援と「両輪」とされるアプローチ

「個」と「地域」に対する支援

- 福祉、教育、住宅などの地域の関係機関、社会資源へのつながり
- 支援のための地域のネットワークづくり

(参考) 生活困窮者自立支援制度の相談 支援員に求められる3つの基本倫理

◆支援員にとって最も基本となる行動規範。

1. 権利擁護	<p>①尊厳の確保</p> <ul style="list-style-type: none">✓ 利用者一人ひとりを、可能性や力をもつかけがえのない存在としてとらえていく視点をもつ✓ 利用者の自己決定の尊重や意思決定能力の不十分な利用者に対する利益と権利の擁護 <p>②本人の主体性の確保</p> <ul style="list-style-type: none">✓ 本人自らが自立に向けて行動するようになることが基本✓ 支援員はその過程をサポート
2. 中立性・公平性	<ul style="list-style-type: none">✓ 本人の代弁者として機能✓ 関係機関や関係者と調整する際には、関係機関・関係者、本人いずれにも中立・公平な立場を保つ
3. 秘密保持	<ul style="list-style-type: none">✓ 利用者と支援員の信頼関係の構築が不可欠✓ 守秘義務があることや関係者等との情報共有ルールについて、本人の理解を得る

(参考) 生活困窮者自立支援制度の相談 支援員に求められる8つの基本姿勢

◆業務にあたる際に求められる行動指針といえる。

<p>1. 信頼関係の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 受容的対応 □ 傾聴 □ 感情表現を手伝う 	<p>4. 家族を含めた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 家族全体を捉える □ 家族も支援の対象 □ チーム支援の必要性 	<p>6. チームアプローチの展開</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 連携のとれたチーム □ 支援員は調整役 □ 利用者の了解を得る
<p>2. ニーズの的確な把握</p> <ul style="list-style-type: none"> □ ニーズは解決すべき本質的な課題 □ 多面的な理解 □ ニーズ把握は丁寧に 	<p>支援員に求められる 基本姿勢</p>	<p>7. さまざまな支援の コーディネート</p> <ul style="list-style-type: none"> □ ニーズに即した調整 □ 多くの選択肢の提示 □ 丸投げしない支援調整
<p>3. 自己決定の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 自己選択による自己実現を支援 □ エンパワメントアプローチ □ 強みに着目した支援 	<p>5. 社会とのつながりの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 社会参加は自立の土台 □ 本人を支える環境整備 □ 仲間や居場所の意義 	<p>8. 社会資源の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 地域状況の理解 □ 既存の資源の理解 □ 新たな資源の創設

ミクロレベル
(個人・家族等)

メゾレベル
(地域・自治体・学校等)

メゾ～マクロレベル
(地域等～国家・社会)

2 生活困窮者自立支援法に基づく 各事業の概要

生活困窮者自立支援法に基づく事業

◆ 実施主体

福祉事務所設置自治体（県及び市）が直営又は**委託**により実施する。

- ・ 市域の場合 各市の生活困窮者自立相談窓口において実施。
- ・ 町村域の場合 5つの県福祉相談センターにおいて実施。



自立相談支援機関

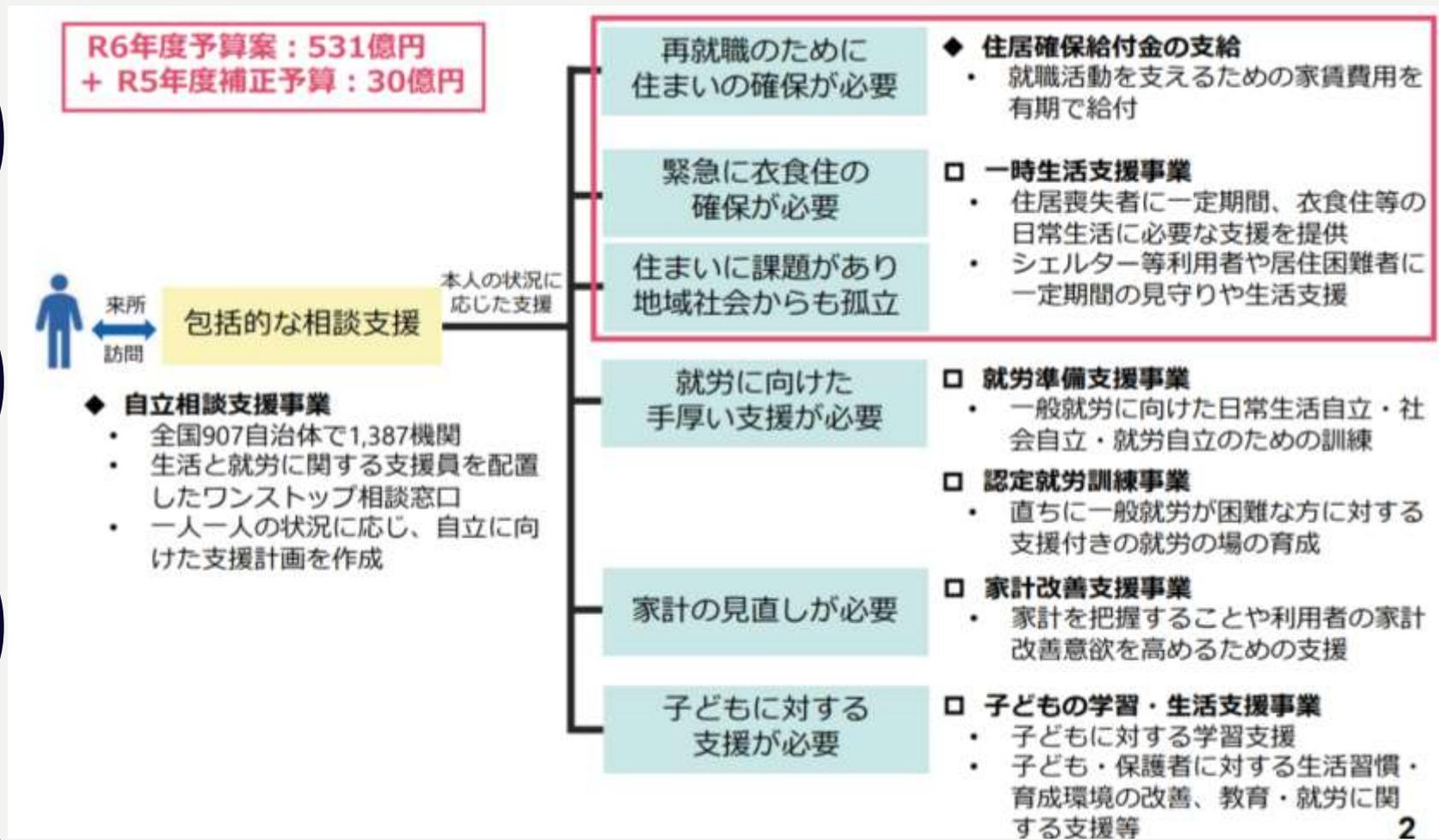
◆ 必須事業と任意事業

法律で実施を義務付けられている必須事業と、実施が努力義務とされている任意事業に分けられる。

必須事業（2事業）

- ・ 自立相談支援事業
- ・ 住居確保給付金の支給

生活困窮者自立支援法に基づく事業



出典：「生活困窮者自立支援制度における住まい支援の強化について」（令和6年3月11日）厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

※「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」が令和6年4月24日に公布され、令和7年4月1日施行により改正される事業もあります。

生活困窮者自立支援法に基づく各事業の県内各市事業実施状況 (令和6年4月時点)

- ◆事業実施内容は自治体によってさまざま。
- ◆町村域は、県福祉相談センターが所管し、全ての事業を実施。
- ◆法改正により、「一時生活支援事業」は「居住支援事業」へ。

市町村名	必須事業		任意事業			
	自立相談支援事業	住居確保給付金	就労準備支援事業	一時生活支援事業	家計改善支援事業	子どもの学習・生活支援事業
名古屋市	直営+委託	○	○	○	○	○
豊橋市	直営+委託	○	○	○	○	○
岡崎市	委託	○	○	○	○	○
豊田市	委託	○	○	○	○	○
一宮市	直営	○	○	○	○	○
瀬戸市	直営	○	○	○	○	○
半田市	直営	○	○	○	○	○
春日井市	委託	○	○	○	○	○
豊川市	直営	○	○	○	○	○
津島市	委託	○	○	×	○	○
碧南市	委託	○	○	○	○	○
刈谷市	直営	○	○	○	○	○
安城市	直営+委託	○	○	○	○	○
西尾市	直営	○	○	○	○	○
蒲郡市	直営	○	○	○	○	○
犬山市	委託	○	○	×	○	×
常滑市	委託	○	○	×	×	○
江南市	委託	○	○	×	×	×
小牧市	直営	○	○	×	○	×
稲沢市	委託	○	○	○	○	○
新城市	委託	○	○	×	○	○
東海市	直営	○	○	○	○	○
大府市	直営	○	○	×	○	○
知多市	委託	○	○	○	○	○
知立市	委託	○	○	○	○	○
尾張旭市	直営	○	○	○	○	○
高浜市	直営+委託	○	○	×	○	○
岩倉市	委託	○	○	×	○	○
豊明市	委託	○	○	○	×	○
日進市	委託	○	○	○	○	○
田原市	委託	○	○	×	○	○
愛西市	直営	○	○	○	○	×
清須市	直営	○	○	×	○	○
北名古屋	委託	○	○	×	○	×
弥富市	委託	○	○	○	○	○
みよし市	直営+委託	○	○	○	○	○
あま市	直営	○	○	○	○	×
長久手市	委託	○	○	○	○	○
実施市計	38	38	38	26	35	32

自立相談支援事業（必須事業）

◆ 生活困窮者からの相談を受け、

- ① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析（アセスメント）し、そのニーズを把握
- ② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定
- ③ 自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を行う

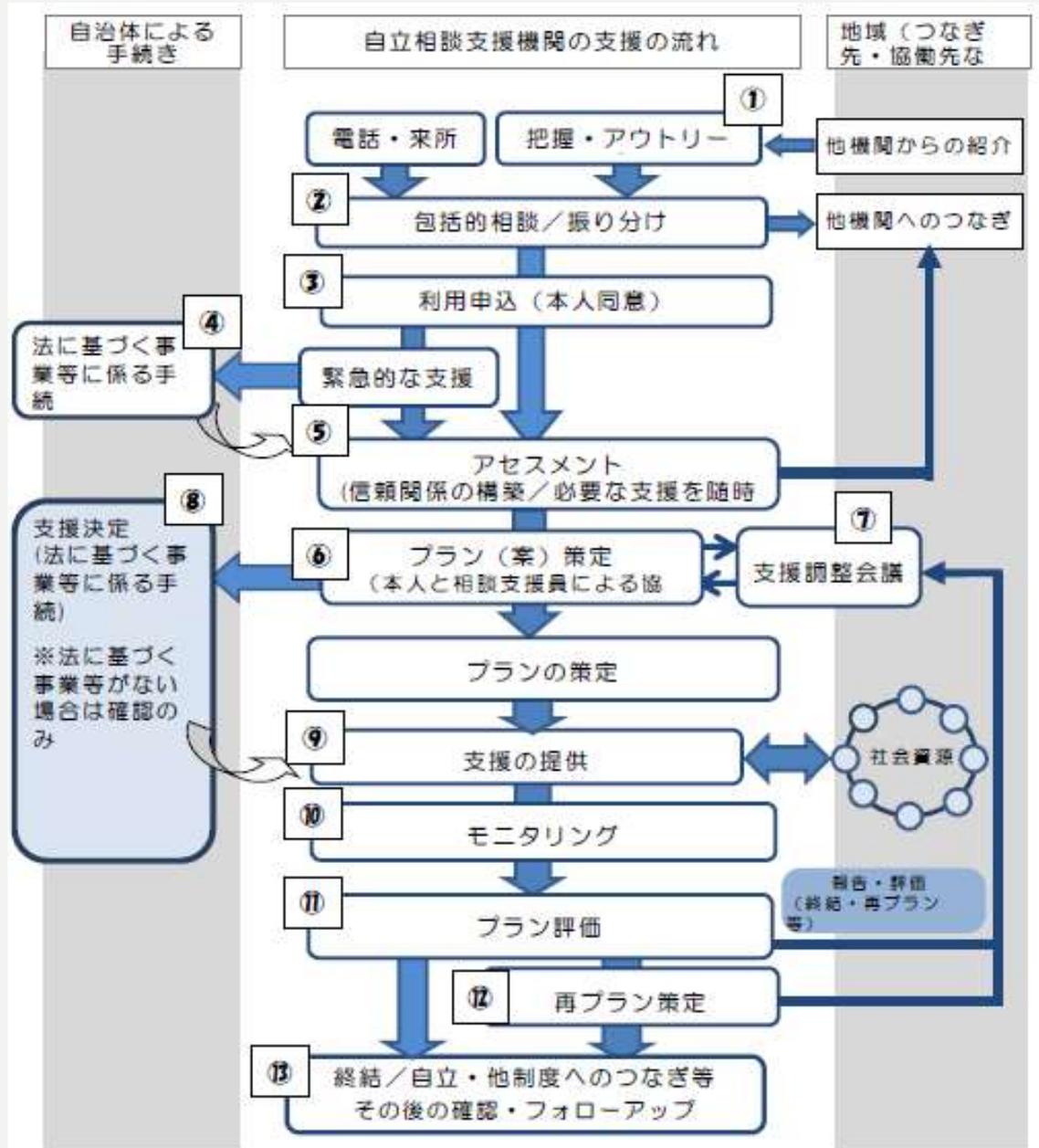
◆ 事業の実施体制

自立相談支援機関において、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員の3職種を配置することを基本とする。



出典：令和3年度生活困窮者自立支援制度人材養成研修資料（厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室）

自立相談支援のプロセス（標準例）



出典: 自立相談支援事業の手引き (厚生労働省)

住居確保給付金（必須事業）

◆ 目的

離職・廃業や休業等により、住居を失うおそれが生じている方等に対して、住居確保給付金を支給することにより、求職活動中における安定した住まいの確保を支援する。

◆ 支給対象者

以下、①又は②の者

- ①離職・廃業後2年以内の者（当該期間に疾病等やむをえない事情があれば最長4年以内）
- ②自己の責めによらず収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある者

◆ 支給要件

- ①収入要件（市町村民税均等割＋家賃額程度の水準）
- ②資産要件
- ③求職活動要件

ハローワーク等に求職申込をし、月2回以上の職業相談等の求職活動をする

※一定の要件の下、自営業の方は商工会議所等での経営相談など自立に向けた取組を行うことで求職活動に代えることができる。

◆ 支給額

家賃額（住宅扶助額を上限）

◆ 支給期間

原則3か月間（求職活動等を行っている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））

就労準備支援事業（任意事業）

◆ 事業の概要

生活リズムが崩れている等就労に向け準備が必要な者を対象として、一般就労の準備としての基礎能力の形成に向けて、最長1年間の集中的な支援を実施。

◆ 支援の内容

- ・対象者の様々な状態像に応じて、多様な支援メニューを組み合わせたプログラムを作成。
- ・プログラムにより、一般就労に向けて、計画的かつ一貫した支援を実施。

対象者の様々な状態像

- 決まった時間に起床・就寝できない等、**生活習慣の形成・改善が必要**
- 他者との関わりに不安を抱えており、コミュニケーション能力などの**社会参加能力の形成・改善が必要**
- 自尊感情や自己有用感を喪失している
- 就労の意思が希薄・就労に関する**能力が低い**等

×

様々な状態像に対応できる多様な支援メニュー

○日常生活自立、社会生活自立、就労自立の3つの自立段階を想定した多様な支援メニューによる支援。（対象者の様々な状態像をカバーできる事業の幅が必要）

○通所、合宿等の様々な形態で実施。

（多様な支援メニューの例）

- ・ワークショップ ・セミナー ・グループワーク ・職場見学 ・就労体験 ・模擬面接
- ・応募書類作成指導 ・キャリアコンサルティング ・ボランティア活動への参加
- ・就農訓練事業（平成28年4月より開始）
- ・福祉専門職との連携支援事業（平成29年4月より開始） 等

（生活・健康講座）

（農作業体験）

（封入作業）

（PC講座）

（就職面接等の講座）



(参考)認定就労訓練事業

◆ 事業の概要

「就労訓練事業（いわゆる中間的就労）」を自主事業として実施する社会福祉法人、消費者生活協同組合、NPO法人、営利企業等を都道府県、政令市、中核市が認定する。

◆ 認定の主旨

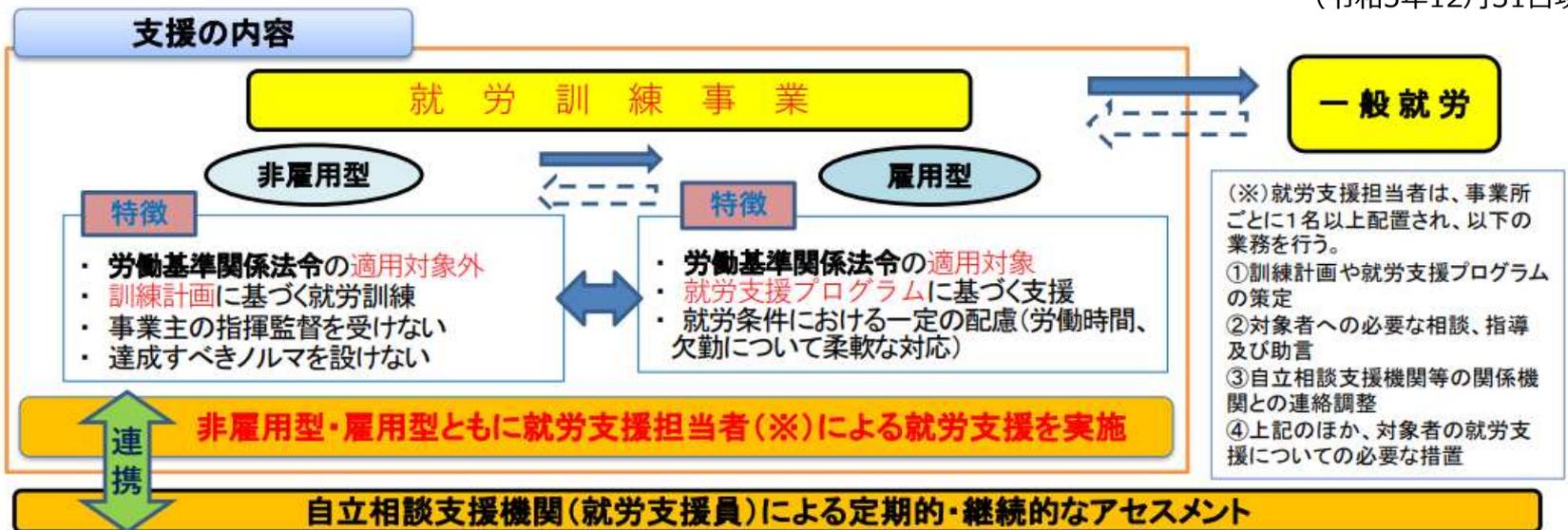
- ・ 事業所へのインセンティブ（税制優遇や優先発注）
- ・ 貧困ビジネスの排除

県内事業所認定件数

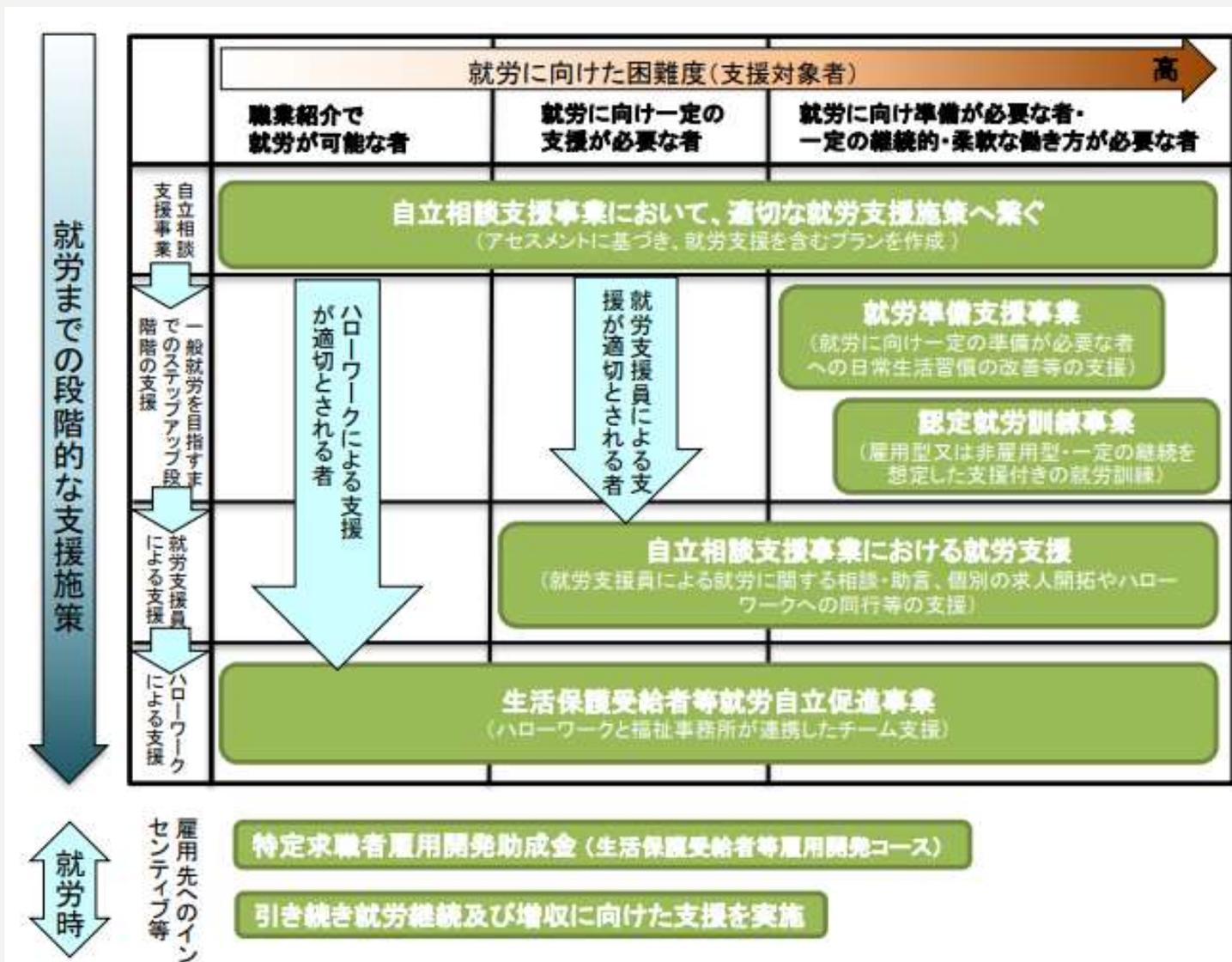
認定自治体	認定件数(件)
愛知県	71
名古屋市	325
岡崎市	2
豊田市	8
一宮市	1
合計	407

(令和5年12月31日現在)

対象者の状況に応じた柔軟で多様な働き方を可能とし、事業所の開拓を通じて地域における社会資源を開拓



(参考)生活困窮者に対する就労支援



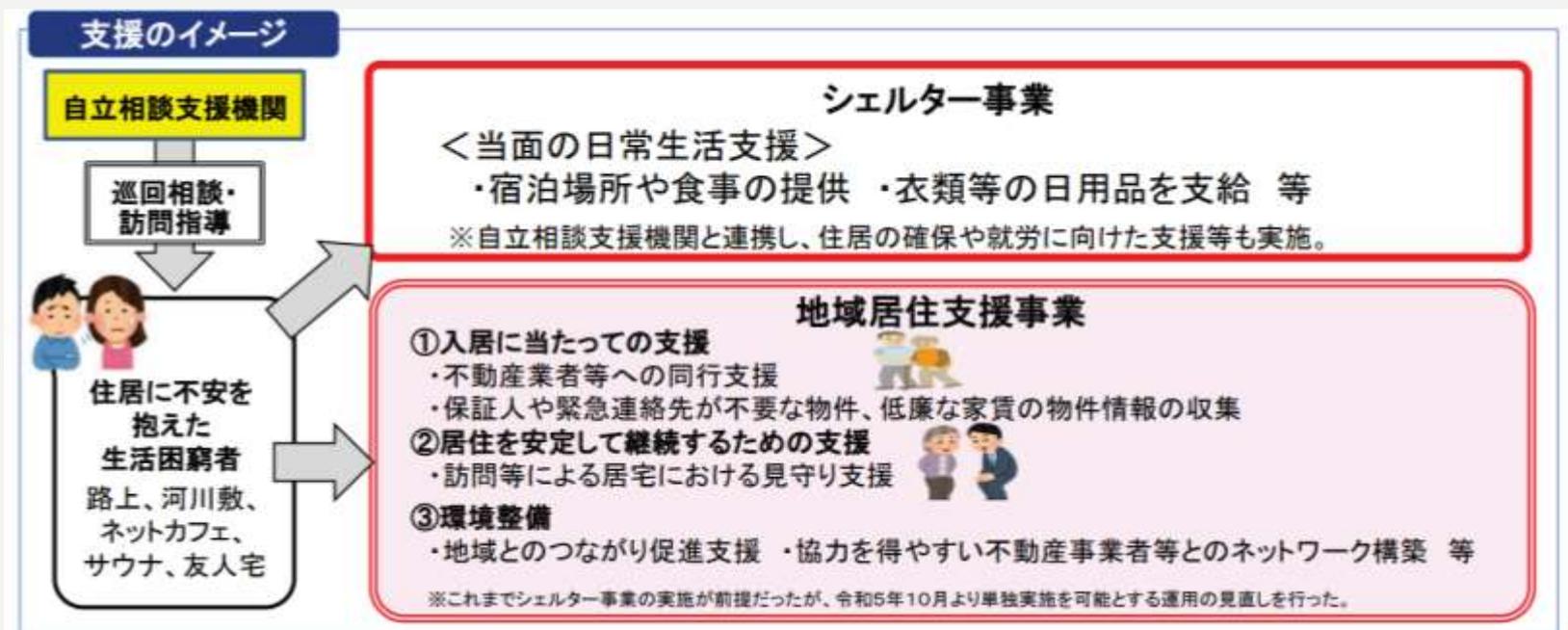
一時生活支援事業（任意事業）

◆ 事業の概要

住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、原則3ヶ月間（最大で6ヶ月間）に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与する。

◆ 実施方法（シェルター事業）

- ・ 自立支援センターやシェルター等の受入先を設置する方法
- ・ 旅館、ホテル、旧社員寮等に受入を依頼する方法（借り上げ） など



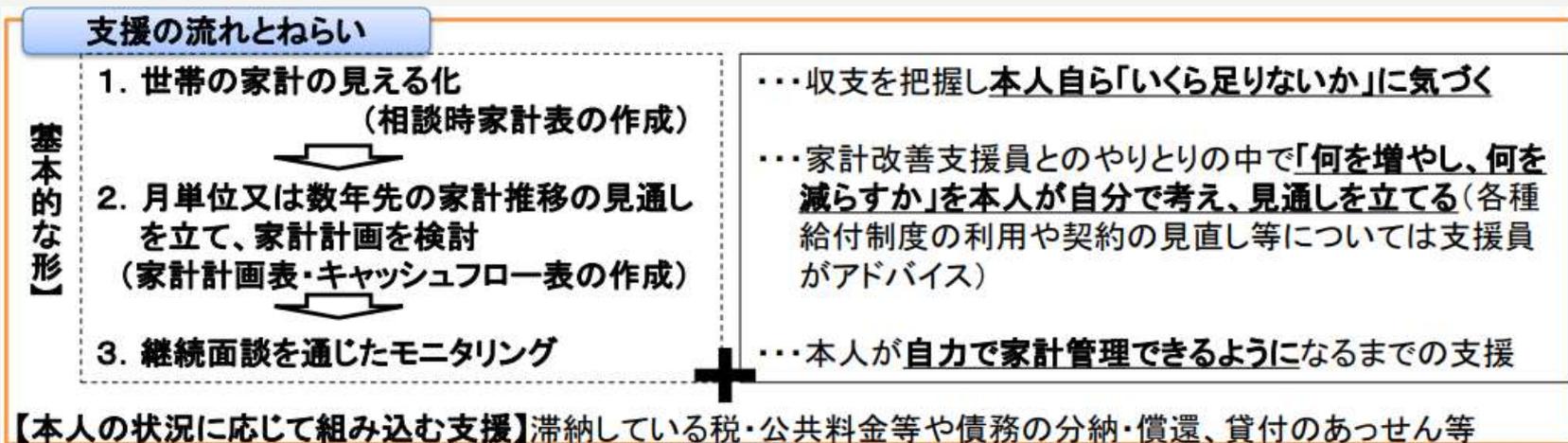
家計改善支援事業（任意事業）

◆ 事業の概要

生活困窮者に対し、家計の状況を把握することや**家計の改善の意欲を高めることを支援**するため、家計表等を活用し、本人を含む世帯全体の家計収支等に関する課題の評価・分析（アセスメント）を行い、状況に応じた家計再生プランを作成する。

◆ 支援の内容

- ① 家計管理に関する支援（家計表等の作成支援、出納管理等の支援）
- ② 滞納（家賃、税金、公共料金等）の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
- ③ 債務整理に関する支援（多重債務者相談窓口との連携等）
- ④ 貸付のあっせん 等



子どもの学習・生活支援事業（任意事業）

◆ 事業の概要

- ・「**貧困の連鎖**」を防止するため、**生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子ども**を対象に学習支援事業を実施。
- ・生活習慣・育成環境の改善に関する助言や進路選択、教育、就労に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整を行う。

▶ **子ども本人と世帯の双方にアプローチし、子どもの将来の自立を後押し**

◆ 実施方法

地域資源の活用、地域の学習支援ボランティアや教員OB等の活用

支援のイメージ

- ▶ 将来の自立に向けた包括的な支援：単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援を行う。
- ▶ 世帯全体への支援：子どもの学習・生活支援事業を入口として、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。

<子どもの課題とその対応>

生活困窮世帯の子ども等を取り巻く主な課題

学習面

- ・高校進学のための学習希望
- ・勉強、高校卒業、就労等の意義を感じられない

生活面

- ・家庭に居場所がない
- ・生活習慣や社会性が身についていない

親の養育

- ・子どもとの関わりが少ない
- ・子育てに対する関心の薄さ

上記課題に対し、総合的に対応

子どもの学習・生活支援事業

学習支援

(高校中退防止の取組を含む)

- ・日々の学習習慣の習慣づけ、授業等のフォローアップ
- ・高校進学支援
- ・高校中退防止(定期面談等による細やかなフォロー等)



生活習慣・育成環境の改善

- ・学校・家庭以外の居場所づくり
- ・生活習慣の形成・改善支援
- ・小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等親への養育支援を通じた家庭全体への支援等



教育及び就労(進路選択等)に関する支援

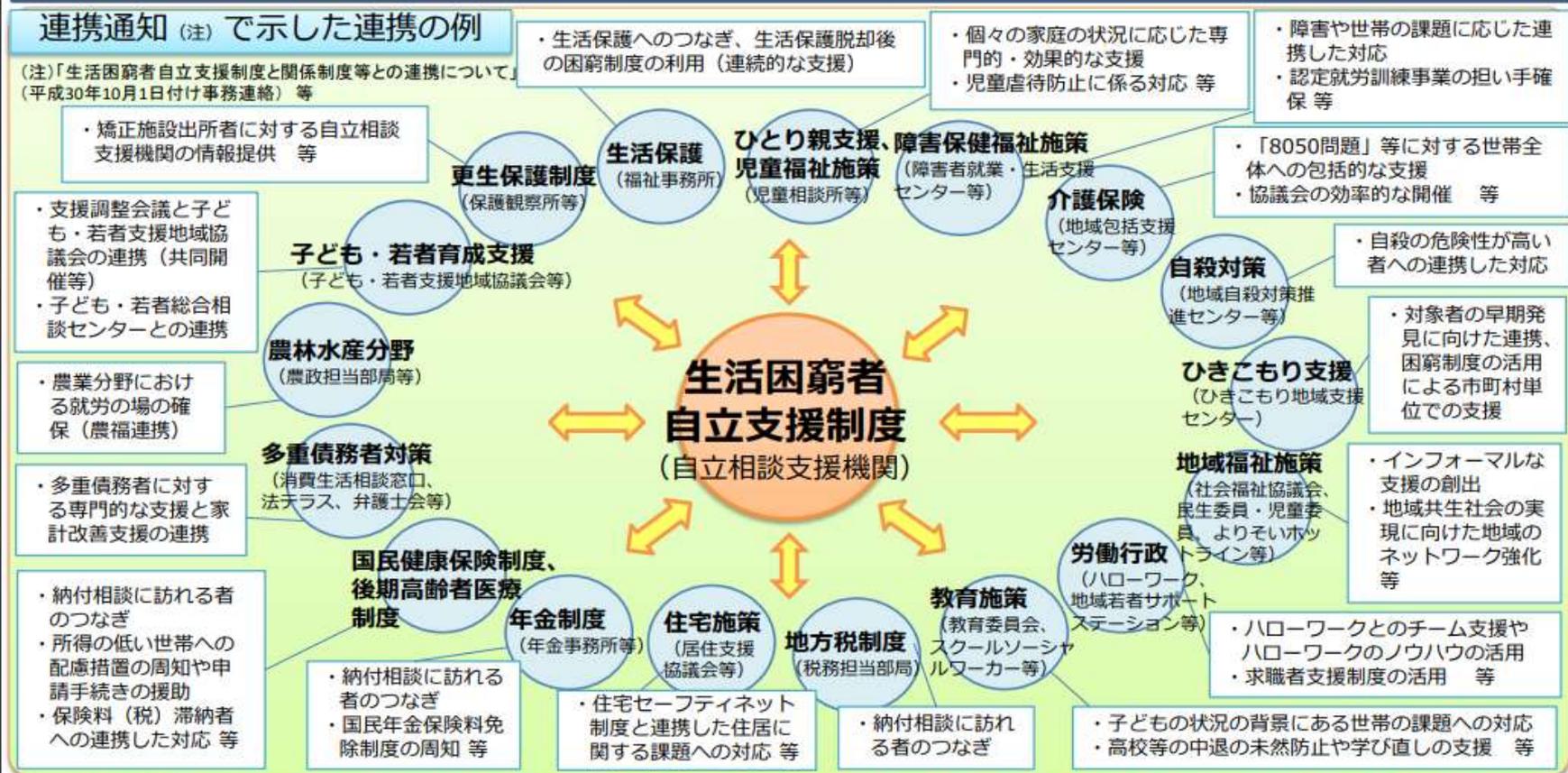
- ・高校生世代等に対する以下の支援を強化
- ・進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供
- ・関係機関との連携による、多様な進路の選択に向けた助言等



3 生活困窮者自立支援制度と 生活保護制度との連携

生活困窮者自立支援制度と他制度の連携

- 生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業を中核に、他制度と連携しつつ、本人の状態像に応じたきめ細かい支援を実施することが重要である。また、支援を必要とする方に確実に支援を届けるというアウトリーチの観点から、関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことが必要である。
- さらに、地域資源の開発に当たっても、他制度のネットワークや他機関と連携することが重要である。

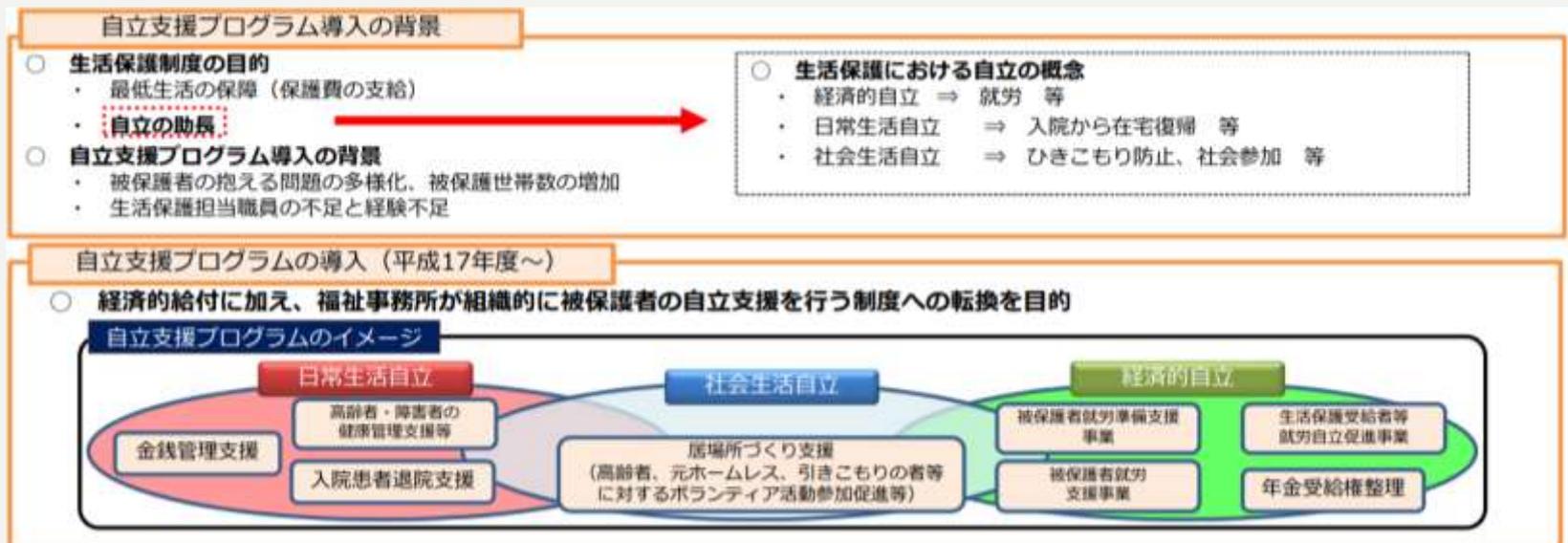


コロナ禍で顕在化した新たな相談者層 (個人事業主やフリーランス、外国人、若年層等) や支援現場の実態、他制度の状況等を踏まえ、上記以外の制度との連携のあり方や、すでに発出している連携通知の内容について検討。

生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の自立の概念の共通性

- ◆生活困窮者自立支援制度においては「生活困窮者の自立と尊厳の確保」が目標の1つとされており、「日常生活自立」「社会生活自立」「経済的自立」という3つの自立の概念は、生活困窮者自立支援制度における自立の概念へと受け継がれている。
- ◆生活困窮者自立支援法による支援と生活保護法による支援は、自立の概念や本人の自立に向けた支援といった共通の基盤を有している。

【生活保護制度における自立支援プログラムの導入】



(参考) 両制度対象者別の事業の関係

自立に向けた生活全般の支援等	生活困窮者を対象とするもの	被保護者を対象とするもの
1 自立に向けた生活全般の支援	自立相談支援事業（法第5条第1項）	援助方針の策定 等
		要保護者に対する相談・助言（法第27条の2）等
(1) 就労支援	自立相談支援事業の就労支援員（〃）	被保護者就労支援事業（法第55条の7）
① ハローワークとの連携	生活保護受給者等就労自立促進事業（就職支援ナビゲーター）（予算事業）	
② 就労準備支援	就労準備支援事業（法第7条第1項）	被保護者就労準備支援事業（予算事業）
③ 中間的就労	認定就労訓練事業（法第16条）	左記の利用が可能
(2) 金銭管理面の支援	—	自立支援プログラムによる金銭管理 等
(3) 家計管理能力の支援	家計改善支援事業（法第7条第1項）	被保護者家計改善支援事業（予算事業）
(4) 居住支援	地域居住支援事業（法第7条第2項）	居住不安定者等居宅生活移行支援事業（予算事業）
(5) 健康管理支援	—	被保護者健康管理支援事業（法第55条の8）
(6) その他（債務整理、高齢者支援等）	—	自立支援プログラムによる支援 等
2 子どもの学習・生活支援	子どもの学習・生活支援事業（法第7条第2項）	左記の利用が可能

出典：社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会（第21回）令和4年10月14日

生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について

(情報提供等)

◆生活困窮者自立支援法

第二十三条 都道府県等は、第七条第一項に規定する事業及び給付金の支給並びに同条第二項各号に掲げる事業を行うに当たって、生活保護法第六条第二項に規定する要保護者となるおそれが高い者を把握したときは、当該者に対し、同法に基づく保護又は給付金若しくは事業についての情報の提供、助言その他適切な措置を講ずるものとする。

◆生活保護法

第八十一条の三 保護の実施機関は、第二十六条の規定により保護の廃止を行うに際しては、当該保護を廃止される者が生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第三条第一項に規定する生活困窮者に該当する場合には、当該者に対して、同法に基づく事業又は給付金についての情報の提供、助言その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(利用勧奨等)

◆ **生活困窮者自立支援法第八条** 都道府県等は、福祉、就労、教育、税務、住宅その他のその所掌事務に関する業務の遂行に当たって、生活困窮者を把握したときは、当該生活困窮者に対し、この法律に基づく事業の利用及び給付金の受給の勧奨その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携 について（通知概要）

	類型	連携の対象者	情報共有の方法
①	自立相談支援機関 ↓ 福祉事務所	<p>ア 要保護者となるおそれが高い者 イ 支援途中で要保護状態となった者</p> <p>（対象者の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会社の倒産、リストラなどにより要保護状態となった場合 ・ 預貯金が残りわずかであるところ、さらに疾病で失業したことにより要保護状態となった者 ・ 住居確保給付金の支給期間中に就労できず支給期間の終了により要保護状態となった者 	<p>ア：自立相談支援事業の相談受付・申込票、アセスメントシート等の送付 イ：上記に加え、プラン兼事業等利用申込書等関係資料の送付</p>
②	福祉事務所 ↓ 自立相談支援機関	<p>ア 現に経済的に困窮し、要保護状態になるおそれのある者 イ 保護の申請をしたが、要件を満たさずに却下となった者 ウ 保護を脱却し引き続き自立相談支援機関の支援を希望する者又は支援が必要と考えられる者</p> <p>（対象者の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一定の収入・資産はあるものの、経済的に困窮しており就労など様々な課題を抱えている場合 ・ 対人関係になお不安を有する場合、精神状態が不安定である場合 ・ 過去に安定的な就労をしたにも関わらず短期間で離職をしている場合 	<p>アイ：面接記録票の送付 ウ：保護台帳、決定調書、ケース記録表その他関係資料の送付</p> <p>（他の福祉事務所区域に転居する場合と同様の取扱い）</p>

（フォローアップ）

- ①イの場合であって、個々の状況や自治体での事業実施体制にかんがみ、一定期間、自立相談支援機関においてフォローアップを行うことが適切であるときは、本人の意向を確認し、困窮・保護の両機関の窓口が世帯情報等を共有した上で、適切なフォローアップが可能となるよう、円滑な引き継ぎを行うことが重要。（逆の場合も同様）

（同行支援）

- ①の場合、必要に応じて、事前にケースワーカーが自立相談支援機関での相談に同席するとともに、特に、他者とのコミュニケーションが苦手な場合や特段の事情を抱えている場合などには、自立相談支援機関の相談支援員等が福祉事務所に同行するなど、支援が円滑に継続されるようフォローを行うことが望ましい。（逆の場合も同様）

出典：社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会（第21回）令和4年10月14日

※本人に関する情報や関係資料等を共有する場合には、本人の同意を得ることが必要。

(参考) 生活困窮者自立支援法に基づく支援会議

- ◆ 関係機関の狭間で適切な支援が行われなかった事例の発生を防止するとともに、深刻な困窮状態にある世帯など支援を必要とする人を早期に把握し、確実に相談支援につなげるために創設された。
- ◆ 構成員に守秘義務を課すことで、**本人の同意がなくても関係機関との情報共有が可能。**
- ◆ 情報共有の対象は、「生活困窮者」だが、保護廃止が見込まれるものの地域から孤立している等の一部事案では、保護廃止後に再び最低限度の生活を維持することができなくなることがないよう、例外的に、**現在被保護者であっても、支援会議による情報共有の対象となることがある。**

【支援会議と支援調整会議の整理】

	支援会議	支援調整会議
設置根拠	法第9条第1項	実施要綱 自治体事務マニュアル等
設置(開催)主体	福祉事務所設置自治体	主に自立相談支援機関
対象	自立相談支援機関が支援決定したケースに限らない	自立相談支援機関が支援決定したケース
関係機関との情報共有	本人の同意がなくても可能 ※支援会議における情報等の提供は、個人情報保護法や他の法令による守秘義務に違反しない。 ※第三者へ秘密を漏らした場合の罰金あり。	本人の同意が必要
主な目的	・関係機関間の情報共有による、 支援を必要とする人の早期把握・支援へのつなぎ ・ 地域における支援体制の検討 (取り扱う事例) ・本人同意が得られず、適切な情報の共有や連携を図ることができない事案 ・世帯全体として、支援に当たって連携すべき関係機関・関係者の間で把握・共有されていない事案	・ プラン案の適切性の協議 ・支援提供者によるプランの共有 ・プラン終結時等の評価 ・個々のニーズに対応する 社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討

支援会議と支援調整会議の事例

富山県黒部市

- 関係機関間の狭間で適切な支援が行われなかった事例を防止し、生活困窮者を早期に把握することを目的に、民生委員やライフライン事業者等関係団体に対して、深刻な困窮状態にある世帯を発見したり、訪問時に異常を感じた場合には、市への情報提供を求めている。
- 社会的に孤立状態等にあり、生活状況が心配な世帯については、公共料金の滞納情報や送電停止の見込み等の個人情報支援会議を活用して関係団体に共有し、確実に相談支援につなげている。
- 自立相談支援機関での支援が必要となった場合、支援調整会議にて支援プラン案の適切性の検討、関係機関の役割分担等を行い、その後の自立支援につなげる。



両制度の相違点と課題

◆ 共通点

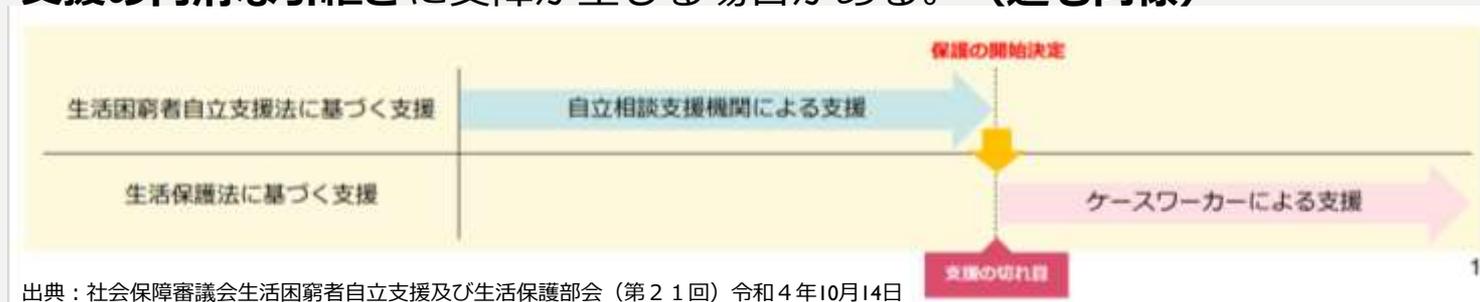
- ・ 自立に向けた支援
- ・ 本人の尊厳の確保、本人の意思の尊重
- ・ 信頼関係の構築

◆ 相違点

- ・ 指導指示等の強制力の有無
- ・ 金銭給付の有無
- ・ 就労意欲（困窮制度のほうが全般的に高い）
- ・ 個人情報への把握の程度（資産調査等の有無）
- ・ 支援期間（被保護者は生活が保障されているため、時間をかけた支援が可能だが、生活困窮者はまとまった生活費が無い場合が多く、短期間で就労する必要）
- ・ 実施者（生活保護は自治体職員がケースワーカーとなるが、**困窮制度は委託が多い**）
- ・ 地域支援（地域づくり）や地域福祉の要素の有無
- ・ 困窮制度では医療面のフォローができない

◆ 課題

自立相談支援機関の支援を受ける者が生活保護制度に移行した場合、支援者が自立相談支援機関の担当者からケースワーカーに変更となるため、うまく支援が繋がらず、**支援の円滑な引継ぎ**に支障が生じる場合がある。（**逆も同様**）



両制度における「重なり合う支援」

- ◆生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理（中間まとめ）令和4年12月20日

生活困窮者自立支援制度と生活保護制度との間で、両制度それぞれの蓄積や強みを踏まえた区分は活かしつつ、自立に向けた支援やつながりが途切れることがないように、地域の実情に応じて関係機関や本人とも丁寧な合意形成を図りながら、**両制度の一体的な支援・連携強化（いわゆる「重なり合う支援」）**をできる限り進めていく必要がある。

- ▶「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」令和6年4月24日公布

改正の趣旨

単身高齢者世帯の増加等を踏まえ、住宅確保が困難な者への安定的な居住の確保の支援や、生活保護世帯の子どもへの支援の充実等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、①居住支援の強化のための措置、②子どもの貧困への対応のための措置、③支援関係機関の連携強化等の措置を講ずる。

改正の概要**1. 居住支援の強化のための措置**【生活困窮者自立支援法、生活保護法、社会福祉法】

- ① 住宅確保が困難な者への自治体による居住に関する相談支援等を明確化し、入居時から入居中、そして退居時までの一貫した居住支援を強化する。（生活困窮者自立相談支援事業、重層的支援体制整備事業）
- ② 見守り等の支援の実施を自治体の努力義務とするなど、地域居住支援事業等の強化を図り、地域での安定した生活を支援する。
- ③ 家賃が低廉な住宅等への転居により安定した生活環境が実現するよう、生活困窮者住居確保給付金の支給対象者の範囲を拡大する。
- ④ 無料低額宿泊所に係る事前届出の実効性を確保する方策として、無届の疑いがある施設に係る市町村から都道府県への通知の努力義務の規定を設けるとともに、届出義務違反への罰則を設ける。

2. 子どもの貧困への対応のための措置【生活保護法】

- ① 生活保護世帯の子ども及び保護者に対し、訪問等により学習・生活環境の改善、奨学金の活用等に関する情報提供や助言を行うための事業を法定化し、生活保護世帯の子どもの将来的な自立に向け、早期から支援につながる仕組みを整備する。
- ② 生活保護世帯の子どもが高等学校等を卒業後、就職して自立する場合に、新生活の立ち上げ費用に充てるための一時金を支給することとし、生活基盤の確立に向けた自立支援を図る。

3. 支援関係機関の連携強化等の措置【生活困窮者自立支援法、生活保護法】

- ① 就労準備支援、家計改善支援の全国的な実施を強化する観点から、生活困窮者への家計改善支援事業についての国庫補助率の引上げ、生活保護受給者向け事業の法定化等を行う。
- ② 生活困窮者に就労準備支援・家計改善支援・居住支援を行う事業について、新たに生活保護受給者も利用できる仕組みを創設し、両制度の連携を強化する。
- ③ 多様で複雑な課題を有するケースへの対応力強化のため、関係機関間で情報交換や支援体制の検討を行う会議体の設置（※）を図る。
※ 生活困窮者向けの支援会議の設置の努力義務化や、生活保護受給者の支援に関する会議体の設置規定の創設など
- ④ 医療扶助や健康管理支援事業について、都道府県が広域的観点からデータ分析等を行い、市町村への情報提供を行う仕組み（努力義務）を創設し、医療扶助の適正化や健康管理支援事業の効果的な実施等を促進する。
等

施行期日

令和7年4月1日（ただし、2②は公布日（※）、2①は令和6年10月1日）※2②は令和6年1月1日から遡及適用する。

1

1. 居住支援の強化③

目指す姿① 住まいに関する総合相談窓口の設置

- 住まいに関する困りごとの相談に幅広く対応
- 居住支援協議会も活用しつつ、福祉関係の支援や不動産関係の支援につなぐ

- ✓ 住まい確保等に関する相談支援から、入居時・入居中・退居時の支援まで、切れ目のない支援体制が構築される
- 住まい確保に困っている者の自立の促進が図られる
大家の不安軽減により円滑な入居が実現する

- 改正内容**
- 生活困窮の相談窓口・重層的支援体制整備事業における住まい・入居後の生活支援の相談の明確化
 - 居住支援協議会の設置促進【住】

目指す姿③ 家賃の低廉な住宅への転居支援

- 家賃の低廉な住宅への転居のための初期費用（引っ越し代、礼金等）を補助

- ✓ 年金収入で暮らす高齢者や就労収入を増やすことが難しい者が、低廉な家賃の住宅に引っ越すことが可能となる
- 家賃負担軽減により自己の収入等の範囲内で住み続けることができ、自立の促進が図られる

- 改正内容**
- 住居確保給付金を拡充
※転居費用の支給に当たっては、就職活動を要件としない

目指す姿② 見守り支援の強化・サポートを行う住宅の新設

- 生活困窮者に対する入居支援・入居中の訪問等による見守り支援等を、より多くの自治体で地域の実情に応じて実施
※衣食住支援：331自治体・37%(2021年)、見守り支援：54自治体・6%(2022年)
- 住宅確保要配慮者への円滑な住宅（見守り等を行う賃貸住宅）の提供に向けた環境整備

- ✓ 住宅施策と福祉施策の連携により、安心な住まいの確保が図られる

- 改正内容**
- 居住支援事業について、地域の実情に応じた必要な支援の実施を努力義務化
 - 見守り支援の期間（1年）の柔軟化【省令】
 - 居住支援法人等が緩やかな見守り等を行う住宅の仕組みを構築。この住宅について、住宅扶助の代理納付を原則化【住】

目指す姿④ その他：良質な住まい等の確保

- 様々な要因により緊急一時的な居所確保が必要な者にも、衣食住の支援を実施
- 無料低額宿泊所の事前届出の実効性確保

- ✓ 緊急時の支援の充実、生活保護受給者の住まいの質の向上が図られる

- 改正内容**
- 緊急一時的な居所確保を行う場合の加算創設【予算】
 - 無料低額宿泊所の事前届出義務違反の罰則を創設
 - 無届の疑いがある無料低額宿泊所を発見した場合の市町村から都道府県への通知（努力義務）を創設

(※) 国土交通省で「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出。（【住】とあるものはこの法案による。）

出典：「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」の公布等について（通知） 令和6年4月24日付 厚生労働省社会・援護局長通知

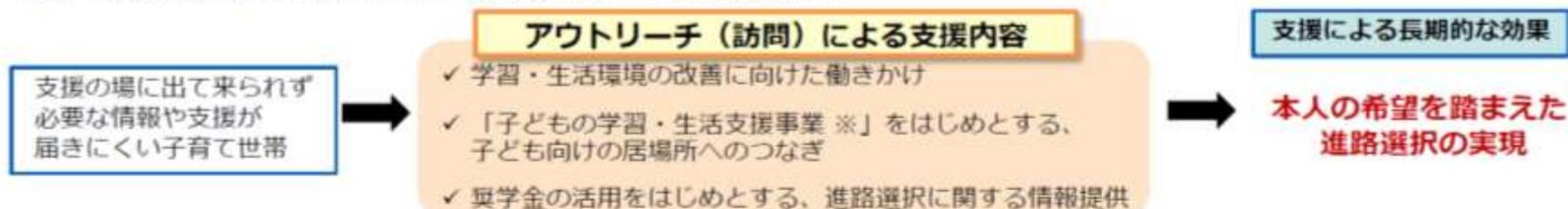
2. 子どもの貧困への対応

現状と課題

- 生活保護受給中の子育て世帯に対する支援として、高校卒業後の大学等への進学や、就職、職業訓練の受講等、本人の希望を踏まえた進路選択に向けた環境の改善を図ることは、貧困の連鎖を防止する観点から重要である。
※生活保護世帯の子どもの大学等進学率：42.4%（2022年）（全世帯：76.2%）
- 生活保護受給中の子育て世帯については、将来の進学に向けた意識などの面で課題を抱えていることや、保護者も周囲の地域との関わり合いが少ない傾向があり、必要な情報や支援が届きにくい、支援の場に来ない等の課題がある。
- 貧困の連鎖を防止する観点から、高卒で安定就労する場合の保護からの自立を後押しするため、新生活立ち上げ時の支援を行う必要。
※生活保護世帯の子どもの高等学校等卒業後就職率：39.6%（2022年）（全世帯：15.6%）
※新規学卒者の費金は平均して高校約18.12万円、大学約22.85万円（いずれも額面）

目指す姿

(1) 生活保護受給中の子育て世帯へのアウトリーチ事業の法定化



※生活困窮の子育て世帯に、学習支援や生活習慣等の改善支援、進路選択支援等を実施（実施率：66%（2022年））

(2) 高卒就職者の新生活立ち上げ費用の支給

- ・ 生活保護受給世帯の子どもが、本人の希望を踏まえた選択に基づいて**高等学校等卒業後に就職する際、新生活の立ち上げ費用に対する支援**を行うことで、安定した職業に就くことを促進する。
※ 現行、生活保護受給世帯の子どもが大学等に進学する際に、一時金を支給している。

改正内容

- ・ 生活保護受給中の子育て世帯に対し、ケースワーカーによる支援を補い、訪問等のアウトリーチ型手法により学習・生活環境の改善、進路選択や奨学金の活用等に関する相談・助言を行うことができるよう、自治体の任意事業として法定化。
- ・ 生活保護受給世帯の子どもが高等学校等を卒業後に就職して自立する際、新生活の立ち上げ費用として一時金を支給。
【支給額】自宅外30万円・自宅10万円（保護廃止の場合）
※令和6年3月卒業生にも支給できるよう、令和6年1月1日から遡及適用する。

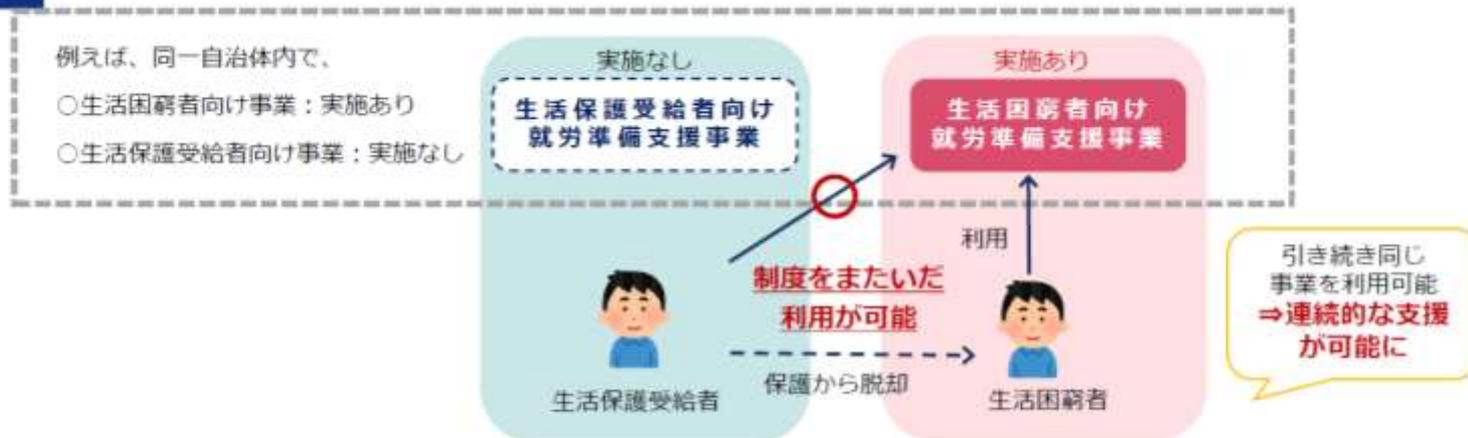
6

3. 支援関係機関の連携強化 (2) 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携等

現状と課題

- 現行では、生活困窮者向けの事業は生活保護受給者を対象としていないため、生活保護受給者向けの事業（現状は予算事業で実施）を自治体を実施していない場合には、生活保護受給者は就労準備支援事業等を利用することができない。
※就労準備支援事業実施率：生活困窮者向け83%、生活保護受給者向け40%（2023年度予定）
※家計改善支援事業実施率：生活困窮者向け86%、生活保護受給者向け11%（2023年度予定）
- 一方の制度から他方の制度へ移行する者が一定数いる中、本人への切れ目のない連続的な支援を行うことが課題。

目指す姿



改正内容

- 生活保護受給者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域居住支援事業について、多くの生活保護受給者が支援を受けられるようにするため、自治体の任意事業として法定化。
- 両制度をまたいだ支援の継続性・一貫性を確保するため、保護の実施機関（福祉事務所）が必要と認める場合には、生活困窮者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域居住支援事業を生活保護受給者が利用できることとする。
- 生活保護受給者が生活困窮者向けの事業に参加する場合でも、保護の実施機関が継続して関与する仕組みとする。

3. 支援関係機関の連携強化 (3) 相談支援の強化

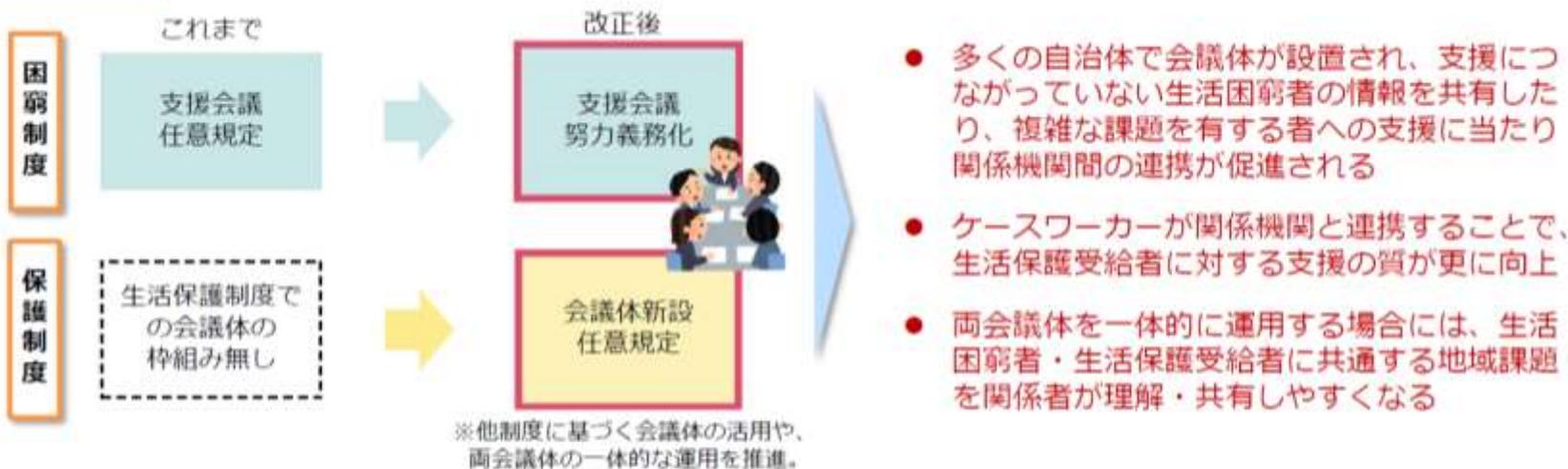
現状と課題

- 多様で複雑な課題を有する生活困窮者や生活保護受給者に対しては、地域の関係機関が連携し、情報を共有しつつ支援を行うことが重要。

※生活困窮者については「支援会議」が法定されているが、設置率（予定含む）は42%にとどまる（2021年）。

※生活保護受給者については「支援会議」に相当する会議体がないため、他法他施策や関係機関との連携に当たり必ずしも十分な協力が得られず、専門的な支援の枠組みから取り残されるおそれがある。

目指す姿



改正内容

- ・ 生活困窮者自立支援制度における支援会議について、その設置と、生活困窮者の把握のために地域の実情に応じて活用することを努力義務化。
- ・ 生活保護制度において、関係機関との支援の調整や情報共有・体制の検討を行うための会議体の設置規定（任意）を創設。
※会議体では生活保護受給者の個人情報を共有することになることから、関係者に対し守秘義務を設ける。

9

両制度における「重なり合う支援」

(一部再掲)

- ◆生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理（中間まとめ）令和4年12月20日

生活困窮者自立支援制度と生活保護制度との間で、両制度それぞれの蓄積や強みを踏まえた区分は活かしつつ、自立に向けた支援やつながりが途切れることがないように、地域の実情に応じて関係機関や本人とも丁寧な合意形成を図りながら、**両制度の一体的な支援・連携強化（いわゆる「重なり合う支援」）**をできる限り進めていく必要がある。

- ◆ さいごに

日々の業務の中で、困窮の相談支援員やケースワーカーさん一人ひとりに意識していただきたいこと

- ▶ **本人の「自立」を支援するという共通の理念**の下、事業の委託先を含めた両制度の関係者同士で顔の見える関係を構築すること
- ▶ 共通の理念に基づく**制度目的**等が両制度の関係者に徹底されていくこと
- ▶ 両制度の関係者が相互理解を深めること

